

## 研究開発機関評価委員会の開催結果について

科学警察研究所は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定、平成26年5月19日一部改正）に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間の当研究所の運営全般について、外部委員による研究開発機関評価委員会を開催し、評価を受けたが、その実施結果は以下のとおりである。

なお、評価結果の別紙における各表の数字は、委員の数を示している。

### 記

#### 1 開催日時・場所

平成28年1月22日（金） 午後2時から午後4時まで  
於 科学警察研究所 2階 中会議室

#### 2 評価委員会委員（順不同、敬称省略）

京都大学教授	玉木	敬二
広島工業大学教授	前田	俊二
前熊本大学学長	谷口	功
産業技術総合研究所名誉リサーチャー	大津	展之
一橋大学教授	町村	敬志
千葉大学名誉教授	鈴木	春男
警察庁長官官房政策評価審議官	河合	潔
警察庁長官官房技術審議官	前川	和則

#### 3 評価結果

別紙の通り

## 別紙 平成 27 年度研究開発機関評価結果

## 総合評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
総合評価	2	6			

## 委員 A

〈評語〉 国立の犯罪科学に関する総合的な研究機関として、各部門の研究・鑑定・研修指導は大変活発であり、わが国の法科学研究を支え、国の安寧秩序の維持に大きく貢献していることは論を俟たない。

〈指摘事項〉 より一層の活動のためには研究職員人数は絶対的不足であるため、現在の科警研において喫緊の解決すべき課題として人的な財政基盤の見直しなどを強く要望したい。また、高度多様化する現代の犯罪捜査において、法科学のパラダイムシフトに常に対応できる柔軟性を持つことは肝要であると感じる。各領域ではトップレベルである各部門が専門性を越えて積極的に情報交換を行い、大学や他の研究機関ではまねのできない新しい研究領域を模索して頂きたい。そのためには、機密保持など研究の特殊性を鑑みながらも、できるだけ弾力的な組織運営と内外を問わない人的交流を図っていかれることを期待している。

〈対処方針〉 科学警察研究所は国立の研究機関であり、国の財政状況が厳しい中、予算の増額と研究職員の増員は容易ではないが、当研究所が行う業務の特殊性と必要性を訴え続けることにより、研究所の財政及び人的な基盤の強化に努力していく。人的交流については、これまでも、大学の教員を研究職員として迎える等の人事を行ってきたが、今後も必要に応じて外部との人的交流を行いたい。また、研究部の枠を超える研究課題にも十分に対応できるよう、研究部の外に、横断的な研究を実施する体制を整える等、新しい研究領域を開拓可能な柔軟な組織運営を図っていきたい。

〈指摘事項〉 鑑定業務の中立性・客観性をどう担保しているのかを明瞭に示しやすい工夫が必要ではないかと感じた。諸外国では科警研のような機関であっても、民間からの鑑定も引き受ける場合があるのに対し、現在掲げられている科警研の設立趣旨からは不可能と言える。高度な分析技術を有しており、科学的真理のみに立脚した公平中立な鑑定であっても、裁判員裁判に代表される現代の司法の場で鑑定結果の中立性に疑念を抱かれかねないという研究職員の危惧の念を感じた。今の研究職員数の規模からすれば、法科学の研究・技術開発、教養による技術の普及、わが国の法科学の技術管理や質的保証を業務主体とし、実務鑑定の比重は少しずつ

科捜研にシフトしていった方がいいのではないかと思う。科警研は各都道府県科捜研の指導的役割を担っていることは明らかであるが、科捜研を束ねているわけではなく独立した組織であるので、人的交流は密にしながらもより中立的な研究機関であることを、より一層明確に示して頂くと思う。

〈**対処方針**〉 鑑定業務の中立性と客観性の担保は、当研究所の前進となる組織が昭和23年に設立されて以来、科学警察研究所が長年にわたり努力してきた事象である。例えば、研究面においては、当研究所が研究開発した鑑定の技術を研究論文として公表する一方、事務処理の面においては、科学警察研究所鑑定検査取扱規程を制定し、鑑定の受付から鑑定書の送付までの手続きを明確化するとともに、鑑定物件の保管管理状況等についての内部調査を定期的実施している。当研究所は、我が国の刑事司法において、公平中立な鑑定機関として、設立から約70年の歴史を重ねている。近年においては、裁判員制度の導入、取調べの録音・録画等、刑事司法制度が変化する中、高度な技術に基づく公平中立な鑑定の実施が、今後、より一層、重要になると考えらえる。当研究所は、警察庁の附属機関として、都道府県警察の科学捜査研究所を技術的に指導する立場にもあるため、科学捜査研究所においても公平中立な鑑定が行われるよう、技術移転と品質管理を行っていききたい。

## 委員 B

〈**評語**〉 現時点では良好と考える。研究業績も多く、警察庁の研究機関として機能していると考えらる。

〈**指摘事項**〉 一層の複雑化の様相を呈している国内外の情勢を考えると、科学警察研究所の研究者個々の「個の力」に頼るのではなく、組織運営という観点から、①社会動向分析、②テーマ設定、③協業のオペレーション、④ベンチマークという四つの点で、今後は、より一層の組織的な検討努力が必要であると考えらる。

〈**対処方針**〉 社会動向分析については、各研究部において定期的にゼミを開催する等により、社会や科学技術の動向についての最新の情報を共有するとともに、今後の研究の進め方等についての議論を行っている。同時に、警察庁内部部局に対して研究要望の調査を毎年実施し、調査結果に基づき、研究課題を立案している。今後は、国内外の学会における研究発表の動向等を調査し、鑑定に利用可能な関連する最新の技術や、新たに試みられている鑑定の方法等の情報についての収集・分析を行う。また、科学警察研究所では、都道府県警察からの鑑定に関する相談や依頼を受けているが、これらのうち、現在の鑑定技術では対応できないもの、対応が手薄になっているものの分析等を行う。研究テーマの設定については、これまで研究計画の考案の段階から部長会議メンバーによる検討を行うとともに、新規の研究課題に対しては事前評価を実施し、科学的、技術的、社会的意義等についての評価を行っているが、今後は、研究方針等の検討方法を、より充実させる等、研究テーマの選定に組織の関与を強める体制を確保したい。協業については、必要性の高い研究が推進できるよう、研究所内の

横断的な研究を実施する体制を整えると同時に、外部との連携を強化したい。最後にベンチマークについては、一概に比較のための定量的な評価基準を定めることは困難であるが、当研究所の研究活動が、より客観的に評価可能となるような仕組みを検討したい。

## 委員 C

〈評語〉 基本的には、社会の期待に応じて、現状の組織体制の中で最大限のパフォーマンスを出して来たことは、高く評価できる。

〈指摘事項〉 今後社会が益々複雑化し、また、国際的なテロやサイバー攻撃など予測不能な事態が増大する国際社会の中で、当該研究所には、我が国社会の安全・安心の実現、特に青少年を巻き込んだ人権侵害に直結するネット犯罪、オレオレ詐欺、危険ドラッグ等を含めた新種の犯罪の防止、最新の科学技術に基づいた高度な捜査支援、安全安心を担う高度人材の育成などの任務が課せられている。これらの難題への果敢な取り組みと安全・安心社会の実現のために、組織体制および研究活動の不断の強化と一層の高度化が求められている。特に、今日のこれらの切迫する社会的な要請に迅速的確に応えるためには、科学警察研究所の組織の強化、関連研究の高度化と多様性・柔軟性への配慮、当該任務を担うことのできる人材獲得を含めた人材育成と共同研究の推進等に、より一層の努力が必要である。

〈対処方針〉 組織の強化については、国の財政状況が厳しい中、予算の増額と研究職員の増員は容易ではないが、当研究所が行う業務の必要性を訴え続けることにより、研究所の財政及び人的な基盤の強化に努力していく。関連研究の高度化と多様性・柔軟性への配慮については、研究部の枠を超える研究課題にも十分に対応できるよう、研究部の外に横断的な研究を実施する体制を整えると同時に、外部との連携を強化したい。人材の獲得と育成については、現在、若手研究員を中心にリクルーターを指定して出身大学、加入学会等に対して訪問活動や説明会を行っているが、研究課題の内容によっては、大学や民間の研究機関から即戦力となりうる人材の獲得も検討する。同様に研究課題を推進する人材の一部を研究部内で確保できない場合には、当該研究に関し人材を有する研究機関との共同研究を積極的に推進する。

## 委員 D

〈評語・指摘事項〉 国の安全・安心に係わる重要な警察科学の広範囲の分野を担当する研究所としては、人員と予算が少ない(増員・増額が望まれる)。その制約の中、依頼鑑定や研修の業務に加えて、諸々の研究成果をあげられていること、外部競争的資金の獲得にも努力されていることは、高く評価できる。

ただ、限られたリソースの制約から、選択的な研究テーマとならざるを得ず、多様化し益々増大しつつある犯罪・テロ・事故に対する社会的な要望に呼応する新規テーマの設定が困難となっている点(人手不足)も見受けられる。

その打開のためには、ボトムアップなシーズ/ドメイン指向からトップダウンなニーズ/ミッション

指向への研究の質の転回も必要と思われる。具体的には、個人ベースのボトムアップな研究に終止することなく、部内・部間の横断的な連携や外部研究機関や大学との共同研究など、所内外との有機的な連携の更なる推進が望まれる。

国内外の関連先端要素研究の調査や評価、共同プロジェクトを介して専門的立場からそれらの良い研究を組み込み、ミッション目的に沿った先端手法やシステムに集約する統合的な研究や統括的な役割の強化が望まれる。言わば、One of them から Them to one への研究体制の重心移動である。それによって、より大型の競争的資金の獲得や人的拡充にも繋がると思われる。

〈**対処方針**〉 研究の質については、現状の各研究員、研究室の発意を基盤とした研究に、ニーズ/ミッション指向のトップダウン的な研究の要素の強化が必要であると考えている。新たなニーズ/ミッションを探るためには、国内外の調査が必要であるが、そのための方法として、国内外の学会における研究発表の動向等を調査し、鑑定に利用可能な関連する最新の技術や、新たに試みられている鑑定方法の情報についての収集・分析を行う。また、科学警察研究所では、都道府県警察からの鑑定に関する相談や依頼を受けているが、これらのうち、現在の鑑定技術では対応できないもの、対応が手薄になっているものの分析等を行う。このような国内外の関連先端研究の現状調査と警察実務のニーズを反映した適切な研究課題の選定を行うとともに、研究課題によっては部外からの人材の獲得、共同研究の実施についても積極的に検討していく。

〈**指摘事項**〉 特に、情報科学・情報工学は、識別/同定、推定、データベース/プロファイリング/マイニング/検索 等々、本研究所のミッション研究に広く共通する要素技術であり、近年大いに進展している分野でもあるので、より一層の体制の強化、横断的な連携の組織運営、外部関連研究機関との連携の強化が望まれる。

〈**対処方針**〉 情報科学に関する技術の発展は目覚ましく、新しい分析の技術が、工学、行動科学等の様々な分野に波及しつつある。当研究所においても異なる部門において、異なる研究対象に、共通の技術や分析を用いることも多くなっている。今後は、これらの研究部の枠を超える先端技術に十分に対応できるよう、研究部の外に、横断的な研究を実施する体制を整える等、先端的な技術や分析が、いち早く研究に活用され、より多くの成果が得られるものとなるような組織運営を行っていきたい

## 委員 E

〈**評語**〉 2000～4000 件の鑑定、極めて多領域にわたる 70 あまりの研究課題、このほか多数の共同研究、国内・海外向けの研修実施、研究者としての学会活動など、性質のかなり異なる業務に対して、100 人程度という比較的小きな組織で毎年対応してきており、定められた基本的な任務を高い水準で遂行していると評価することができる。

〈**指摘事項**〉 こうした活発で高度な活動・研究の水準と比したとき、研究機関としての存在が隣接

研究分野などで意外と知られていないのは残念なことであると感じた。警察組織の一部という制約はあるものと思うが、活動成果の公表やアピールの機会をさらに用意することは、捜査支援や防犯などへの理解を深める意味でも、また優秀な研究者・職員のリクルートや他機関との共同研究をより円滑に進める意味でも、意義があることと感じた。ただしその場合でも、すでに過大な業務の負担を増やさない工夫があわせて望まれる。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所の役割は、研究、鑑定、研修を通じて、警察活動を支援することであり、これまで、刑事司法に関係する機関や国内外の学会等に対しては、当研究所の高度な研究や鑑定についての情報発信を行ってきたが、それらに比較すると、一般社会に対する情報発信は控えめであった面もある。今後は、情報発信が人的及び財政的な資源を確保することためにも必要であることを認識した上で、警察活動への国民の理解を深めるために、社会に対する情報発信に努力していく。

## 委員 F

〈**評語**〉 潤沢とはいえない予算と研究者数のなかで、たいへん高い水準の研究、鑑定業務などがなされており、また外部委員会への委員派遣、共同研究、さらには都道府県職員への研修などを通じて社会的貢献度も高く、研究所として総合的に高い評価が与えられる。

〈**指摘事項**〉 そのことを前提にした上で、科学警察研究所に更なる期待をしたいことは、研究所内の各研究室の研究成果の統合化を図って欲しいということである。グローバル化した社会のなかでは、犯罪や事故は様々な要因が複雑に絡み合って生じており、様々な視点を統合した分析と対応が必要になってきている。是非とも各研究室の連携を深め、研究成果を統合的にどう生かすかを検討する場を作って欲しい。組織的には研究調整官がその任に当たるようになっているようだが、研究調整官の下に、例えば「テロの防止」といった具体的なテーマを設定しそれを解決するために研究成果をどう統合できるかを課題にしたプロジェクトに各研究室の代表が参加していくような試みができないものかと考えている。

〈**対処方針**〉 様々な専門分野の研究者を揃えているという科学警察研究所の強みを生かし、異なる専門分野の研究者が連携することで、新たな犯罪やテロの脅威に対応できる総合的な研究が行える体制を構築していきたい。

## 委員 G

〈**指摘事項**〉 限られた人員及び予算の中で、警察庁の附属機関として警察行政を科学的側面から支援するという科学警察研究所の任務を最大限かつ効果的に遂行するため、今後とも、より一層緊密に警察庁の施策・事業と一体となった研究を進められたい。また、今回の現地での質疑の際、他の外部委員の一人から、科学警察研究所は、警察の研究所として、世界的な水準と比べてどう位置付けられるかの質問があったが、回答の困難な質問でもあり、適切な回答ができるだけの用意がなかったように思われるところ、次期の機関評価までには、何らかの回答ができる

ように準備されたい。

〈**対処方針**〉 今後も、警察庁の附属機関として、求められる役割を果たしていく。当研究所の国際的な評価については、各国の法科学を担う研究機関の現状は様々であり、機関同士の比較はやや困難であるが、当研究所の研究員は海外の国際学会に多く出席しているので、学会発表の現状を調査し、これらを収集することにより、国際的な研究のレベルや、諸外国の機関の役割等を確認し、次回の研究開発機関評価委員会のときに、説明ができるように準備する。

## 委員 H

〈**評語・指摘事項**〉 警察の附属機関として役割を果たすために努力し、成果をあげている状況が説明を通じて十分に把握できた。また、国の研究機関として共同研究や外部資金の活用に積極的であることもよく理解できた。特に、実事案を対象とした研究を行える点が本研究所の大きな特徴であり、さらに県警察との連携を深めるなど、より活用を図るべきである。他方で、最近の ICT 技術(情報通信技術)の発展に沿った、手法の導入や実用化については、他の研究機関あるいは警察庁関係所属との協力により実現が容易になるものと考えられ、取組みを期待したい。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所は、犯罪対策の最前線に置かれており、これまでも都道府県警察を研究のフィールドとし、実事案における問題を解決するための研究開発を行ってきたところであり、今後も同様の取り組みを進める。とりわけ進歩が著しい情報通信技術の分野においては、これまで以上に警察内外の機関と協力し、技術の高度化と実用化を図りたい。

## 第1 研究所の運営全般に関する評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
運営方針は明確か	3	4	1		
組織構成は適切か	1	6	1		
人員配置は適切か		5	2	1	
研究に要する 資金は適切か	1	1	6		
競争的資金導入の 取組みは図られて いるか	3	4	1		
研究所及び研究に 対する評価体制は 確立されているか		6	1	1	
人員の確保・育成に 努力しているか	2	5		1	
研究施設・設備は 十分か	2	4	2		
総合評価		7	1		

## 委員 A

〈評語・指摘事項〉 各研究職員の研究業績は多く、研究に対する意欲と社会貢献の意識の高い活動が窺える。しかし、犯罪科学に関するわが国唯一の研究機関としての部門の数や設備に比べて、研究職員の人数が圧倒的に少ないことは否めないと感じる。テロ犯罪などますます社会不安要因の増加した現代において、わが国の安寧秩序を維持したり、裁判員裁判など司法制度の変革に応じた科学鑑定の証拠能力を高めるには、科警研を中心とした法科学研究全般の発展は必須であり、そのための組織の人的資源のより一層の充実がなくては成り立たない。現在の科警研運営における最も重大な懸念要因であると感じた。

〈対処方針〉 研究職員の人数については、毎年、増員の要求を行っているところであるが、より多くの増員が獲得できるように一層の努力をする。同時に、研究職員の人数が限られる中で、当研究所が行う科学鑑定の証拠能力を高め、法科学研究の発展に寄与するためには、採用した研



究者の育成が特に重要であり、分野ごとに高度な専門性を持った人材の育成に注力していく。

〈指摘事項〉 運営方針である研究所の業務の3つの柱の表現は、委員会での説明により科警研の設立の歴史的経緯からきていることが初めてわかった。やはり、少年非行防止や交通事故という用語を入れながらも、科学捜査としてまとめて一つの大きなミッションとして説明した方が、科警研の歴史を知らない国民にはその業務内容がよく伝わりやすく、科警研組織の各部門が有機的に結びついたわが国唯一の法科学総合研究機関と捉えやすいと思う。

〈対処方針〉 科学警察研究所の業務については、警察法第二十八条に基づき、犯罪捜査に関する研究・鑑定のほか、少年非行その他の犯罪防止及び交通事故防止の研究を行うこととされている。国民の安全と安心を守るための警察活動は多岐に渡っており、当研究所の活動について必ずしも詳しくない一般の人に対しても、総合的な警察科学の研究機関としての当研究所の活動が理解されるよう、わかりやすい説明に努めていく。

## 委員 B

〈評語〉 相対的に極めて大きな成果をあげており、運営に苦心されておられる効果が出ていると考えられる。

〈指摘事項〉 成果の多くは研究者の個の能力に負うところが大きいと推量される。研究テーマの立案、設定が研究者からのボトムアップであり、方や警察庁・科学捜査研究所からの現場ニーズが多くを占めるなど、状況分析、未来予測などに関して、科学警察研究所の組織ならではの取り組みが希薄な印象である。テーマ設定自体が極めて重要だという認識をもち、組織的に取り組まれることを切に期待する。

〈対処方針〉 研究課題の選定にあっては、現状の各研究員、研究室の発意を基盤とした研究に、ニーズ／ミッション指向のトップダウン的な研究の要素の強化が必要であると考えている。新たなニーズ／ミッションを探るためには、国内外の調査が必要であるが、そのための方法として、国内外の学会における研究発表の動向等を調査し、鑑定に利用可能な関連する最新の技術や、新たに試みられている鑑定の方法等の情報についての収集・分析を行う。また、科学警察研究所では、都道府県警察からの鑑定に関する相談や依頼を受けているが、これらのうち、現在の鑑定技術では対応できないもの、対応が手薄になっているものの分析等を行う。テーマの設定については、これまでも研究計画の考案の段階から部長会議メンバーによる検討を行うとともに、新規の研究課題に対しては、事前評価を実施し、研究の目的・目標を含めた研究内容の評価を行っているが、今後は、研究方針等の検討方法を、より充実させる等、研究テーマの選定に組織の関与を強めたい。

〈評語・指摘事項〉 規模の視点では、100人規模ということは、最大でも100テーマくらいが量的(質的にも)限界ではないかと考える(大学等の研究機関なら院生もいるので、200～300テーマ

も推進可能であろうが)。現在の複雑社会を考えると、(組織の規模の割に多いかも知れないが)絶対数という意味で選択テーマ数が少なすぎると考える。この規模では、社会貢献も限られるのではないか。

結局は、選択と集中という方針になろうかと考えるが、選択からはずれた分野(テーマ)は、どのように補完するのであろうか? 科学捜査研究所や他の各種研究機関とのダイナミックな連携スキームが必要であるが、日々の業務もあり、連携は実際には難しいのではないか。難しいオペレーションであるが、今後の継続的な検討を期待したい。

〈対処方針〉 科学警察研究所には24の研究室があり、それぞれが専門分野と警察の業務に応じた研究を分担して行っているところである。いずれも重要な業務であり、研究分野の選択は容易ではないが、これまでも、必要性の高い部署の定員を増やしてきたほか、必要とされる部署には科学捜査研究所等からの出向や派遣による人員を配置する等の努力をしてきた。今後も、これらの努力を進めるほか、外部の機関との連携を進めたい。

#### 委員 C

〈評語〉 基本的な運営方針は、明確でかつ適切である。

〈指摘事項〉 本研究所の目的を十分に達成するためには、更なる組織や研究予算の獲得強化が望まれる。特に、複雑化する社会にあって、多重に絡み合った今日の犯罪を社会の総合的な事象として取り扱うことのできる部所の設置を考える必要がある。また、それを支える研究施設の充実、設備等の不断の見直しや財政面を支えるための外部資金の獲得に向けた取り組み等の強化が必要であろう。

〈対処方針〉 国の財政状況が厳しい中、予算の増額と人員の増加は容易ではないが、業務の必要性を訴え続けることにより、外部資金を含めた財政基盤と人的基盤の強化に努力していく。同時に、予算や人員に係わる研究所の運営を、より柔軟にし、研究部の枠を超える研究課題にも十分に対応できるよう、研究部の外に横断的な研究を実施する体制を整える等、様々な問題に対処可能な体制を構築していきたい。

#### 委員 D

〈評語〉 研究所の幅広いミッションに対して、少ない人員と予算の制約の中、鑑定検査、自主研究、研修指導と、バランスを取りながら概ね適切に運営されていて、学位取得者や外部の競争的資金の獲得の割合も多く、優れていると評価できる。

〈指摘事項〉 「研究に要する予算は適切か」についての評価を「3」としたのは、本来の全体予算が少な過ぎて適切とは言えないとの意味である。

基本方針の一つに「多様な要請に応えるために基礎研究の裾野を広げる」とあるが、限られた人員と予算からすれば、社会要請に臨機に応じて、縦割りの専門分野の関連する所内外の基

礎・要素研究を横断的に集約する目的指向の連携プロジェクト的な柔軟な研究体制の強化も望まれる。また、それによって人的資源の補充や外部資金の大型化・安定化も図れると思われる。

その意味からすると、5年に一度の機関評価は、社会要請の変化からも、少し長すぎの感がある。4年に一度の機関評価、途中で指摘点への対処のチェックの簡潔な中間評価を入れた評価体制も考慮に値すると思われる。

〈**対処方針**〉 予算の獲得については、競争的資金の獲得を含め努力をしていく。その際、専門分野を横断するような内外のプロジェクトも検討する。例えば、研究部の枠を超える研究課題にも十分に対応できるよう、研究部の外に横断的な研究を実施する体制を整える等、様々な問題に対処可能な体制を構築していきたい。また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」によれば、研究開発機関等の評価の実施時期は、3から6年とされていることから、より短い期間における評価の実施についても検討したい。

#### 委員 E

〈**評語**〉 予算全般がきびしく抑制されているなか、組織構成や人員配置の面などを含め、社会の変化や技術の進展に対応した適切な業務運営が行われているものと評価できる。

〈**評語・指摘事項**〉 利用可能な研究費に波がある点は、本組織のミッションを実現していく上でも大きな課題と言える。今後、外部資金獲得をさらに進めることが望ましく、そのためには、他の研究機関でも実施されているような応募支援の体制づくり(たとえば書類作成実務面の支援、申請書類の内容についてアドバイス制度の検討など)も、さらに重要となると考えられる。

〈**対処方針**〉 競争的資金等の外部資金を獲得するには、研究所が資金に応募しようとする研究職員を支援することが重要である。これまで、競争的資金の応募にあたっては、所内で事前評価を実施し、より効果的な要求とするという視点からの評価も行っているところである。今後は、外部資金に応募する研究職員の負荷を減らすために、管理部門による支援の体制を強化する等、競争的資金を安定して獲得するための応募支援体制づくりを進めていく。

#### 委員 F

〈**指摘事項**〉 必ずしも多くない予算のなかで、それを有効に使っているという意味では、「予算は適切か」という評価細目には高い評価が与えられてよいと思う。ただし、予算額がもっと多く配分されるべきという観点からいえば、予算額は適切だとは言えない。同様のことは、「人員配置は適切か」という評価細目にも当てはまる場所である。ただし、平成28年に研究職5名の増員が見込まれるという点を考慮すれば、人員増の方向に向けて改善がなされつつあることは理解できる場所である。

〈**対処方針**〉 予算と人員については、引き続き獲得に向けての努力を続けるとともに、少ない予算と人員を効果的に活用できるよう、人員の配置や予算の配分に工夫をしていきたい。

#### 委員 G

〈評語・指摘事項〉 いずれの項目も、過去の機関評価の際の指摘に適切に対応し、発展がみられているという観点で、「優れている」と評価した。今回の現地での質疑の際、外部委員から、「限られた人員及び予算の中で、研究を行う以上、警察の研究所だからできるということを自前でやりながらも、地の利を生かしながら産総研等他の研究機関と連携共同して進めることとすべきであり、研究員それぞれが研究調整官の立場で考えるべき」との指摘があり、これらの点に十分配慮されたい。

〈対処方針〉 事件や事故の捜査や防止といった警察活動の現場に直結する研究の場を有するという、他の研究機関にはない研究環境を生かしつつ、警察の施策及び事業と一体となった研究を進める。必要に応じて、関連する分野における外部の機関との連携を進めるとともに、研究部及び専門分野を横断的に扱う研究を推進したい。

#### 委員 H

〈評語・指摘事項〉 国の機関として予算等の制約が厳しい中で、効果的な執行に努めており、評価体制、人材育成についても継続して適切に行っている。さらに多くの事象に対処するため、幅広い素材や分析手法等を導入する必要があると思われることから、その点についての外部との連携が考えられる。

〈対処方針〉 新たな形態の犯罪に対処するため、最新の科学技術を取り入れた研究を進めていくが、その際、過度な自前主義にこだわらず、外部との連携に力を入れたい。

## 第2 評価期間中に取り組んだ研究に関する評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
研究課題の選定は 適切であったか	1	6		1	
取り組んだ研究課題 数は適切であったか	2	3	2	1	
警察庁の施策・事業 への配慮がなされて いるか	5	3			
総合評価	3	5			

## 委員 A

〈評語〉 特に、DNA鑑定技術の開発と検証、各科捜研への教養を通じた全国的な分析方法の質的保証を担保する活動は学会でも非常に高く評価されており、最大限の敬意を表したい。また、警察庁からの要望からの研究課題数がここ5年間で4割増えていることに関して、実務側からの要望を積極的に挙げている警察職員と、解決に向けて意欲的に取り組む科警研研究職員の意識の高さがみられ評価される。ただ、取り組んだ研究課題数が研究職員数に比して非常に多いため、個々の研究成果のレベルを維持するために、かなりの努力をされておられるであろうと感じた。

## 委員 B

〈評語・指摘事項〉 研究テーマの立案、設定については、概ね適切としたが、研究テーマが研究者からのボトムアップであり、本質的に適切であるという客観的かつ肯定的評価は持ち得ない。課題数も現在の規模を考えると適切であるが、社会ニーズから考えると少なすぎるように感じる。必要であるとするテーマに対する、実際に進めるテーマのカバレッジが不明瞭である。警察庁への配慮は適切であろうと推量する。

〈対処方針〉 研究課題の選定と研究計画の策定にあたっては、事前評価を経て、研究所内の当該分野の研究者だけでなく、当該分野以外の研究者や行政や現場の経験がある警察官の意見を取り入れて策定し、外部の有識者による評価も受けているところであるが、今後は、研究課題の策定において、組織の関与をより一層強めるようにしたい。社会ニーズと実際に行う研究課題との関連を確認する方法として、国内外の学会における研究発表の動向等を調査し、鑑定に利用可能な関連する最新の技術や、新たに試みられている鑑定の方法等の情報についての収集・分析を行う。また、科学警察研究所では、都道府県警察からの鑑定に関する相談

や依頼を受けているが、これらのうち、現在の鑑定技術では対応できないもの、対応が手薄になっているものの分析等を行う。

### 委員 C

〈評語〉 限られた研究人員の下で、多方面の研究を推進し、かつレベルの高い研究成果をあげていることは、高く評価できる。

〈指摘事項〉 研究課題については、社会状況を反映して警察庁からの要望が増加することは容易に理解できる。その要望に対する対応の重要性は言を待たないが、一方で、将来に向けての新しい取り組み(明確な目的を持った将来を見据えた基礎的な研究)とのバランスを十分に考える必要もある。容易ではないが、社会が複雑化することに伴う人と社会の関係の変化を含めた対応、車の自動運転技術の進歩や情報技術の発展等にも関連して、科学技術の発展の関わるこれまでとは質の異なる犯罪・事件・事故等に対して、先を見据えた研究課題の選定が望まれる。特に、ハッカー集団によるサイバー攻撃等は国の安全に直接関わるものであるだけに、技術的な進展を踏まえた対策ができる研究も求められる。

〈対処方針〉 科学警察研究所の研究は、警察活動の支援を目的に実施することから、今後も警察庁からの要望に最大限、応えるように研究課題を選定していく。同時に、技術の将来の動向を考慮した基盤技術の研究、新たな分野の研究等についてもバランスよく取り組んでいく。

サイバー犯罪対策に関連しての研究については、サイバー空間における画像の真偽や音声の異動識別等を、当研究所の研究課題としている。サイバーセキュリティに関しては、警察大学のサイバーセキュリティ研究・研修センターにおいて主に研究を行っているところであり、当研究所は必要に応じて協力をしていきたい。

〈指摘事項〉 限られた人的な資源を考えれば、研究成果のレベルを維持発展させるためには、産業界や大学・研究所等の研究機関との共同研究の推進が鍵となる。組織の人的な強化とともに共同研究等、多面的な連携活動を考える必要がある。

〈対処方針〉 共同研究等において最新技術を有する他の研究機関や企業等と対等な立場で連携するには、科学警察研究所において、高度な知識と技術を持った人材を育成する必要がある。他機関との共同研究等により、警察活動に資する多くの成果が得られるように、人的基盤の強化を図っていく。

### 委員 D

〈評語〉 科捜研を含む現場のニーズや警察庁の政策課題の反映もなされていて、概ね適切であり優れていると評価できる。

〈評語・指摘事項〉 ただし、限られた人員と予算からすると、あれもこれも独自で研究開発を行うの

は無理であり、少し個別(孤立)化した研究も見受けられる。(以下は、本評価項目への指摘と言うよりは今後への示唆です)

社会的要請に即した先端的な技術開発にフォーカスした研究課題設定と、国内外と連携して必要な先端的要素技術は集約する研究体制が必要であり、経常的な研究開発の部分は科捜研に卸し指導や連携する、あるいは開発の部分は委託するなど、研究課題の立体的で有機的な整理と設定も重要と考える。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所は、科学捜査、犯罪と交通事故の防止等、警察活動の幅広い分野に対応した研究活動を行っている。いずれも重要な研究活動であって、人及び予算の資源を一部に集中することは容易ではないが、警察内外の関連する部門と役割分担をすることで、当研究所が先端的で将来性のある研究に、研究資源を集中させて取り組めるように工夫をしていきたい。

#### 委員 E

〈**評語**〉 取り組んだ研究課題の数および新規・継続のバランスなど総じて適切であり、変化する情勢への研究上の対応も積極的であると評価できる。「安心・安全」の感覚自体が個人間で幅を持つようになり、また犯罪に至る機会を抑止する社会関係資本の厚みにも地域的・階層的格差が生まれているなかで、防犯上や犯罪捜査上、考慮すべき要因はますます多様化している。警察庁の施策・事業へ十分配慮しつつ、同時に、犯罪に関わる広範なテーマに関する研究の国内主要センターとしての役割を今後も大いに期待したい。

#### 委員 F

〈**評語・指摘事項**〉 犯罪行動科学部の「被疑者・被害者等に対する面接手法に関する行動科学的研究」はたいへん重要な研究であり、それが平成22年度より4年間継続して行われ、更に平成26年度からはそうした基礎的な研究の上に立って、「対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究」として、応用的・実践的な研究に発展してきた過程が見られ、たいへんすばらしいと感じたところである。

交通科学部の研究に関しては、とりわけ高齢者の事故を分析していく際には、個人としての身体的特性や運転的特性、あるいは心理的特性のほかに、生活の特性あるいは生活構造という視点から交通事故とのかかわりを分析する研究があってもよいのではないかと感じた。

〈**対処方針**〉 人口の高齢化が進む中、高齢者の交通事故防止は、今後一層、重要な研究課題になるが、高齢者の身体特性や運転的特性といった観点のみならず、高齢者の安全で豊かな生活といった面からの研究に力を入れ、高齢者が安心して暮らせる社会の実現にも寄与していきたい。

#### 委員 G

〈**評語・指摘事項**〉 いずれの項目も、過去の機関評価の際の指摘に適切に対応し、発展がみられ

ているという観点で、「優れている」と評価した。なお、警察庁の施策・事業への配慮については、警察庁による研究課題数の全課題数に占める割合が6割近くとなっていることから評価できると考えるが、今後は、各研究の施策・事業への貢献度合いを示す指標(警察庁内部部局の評価等)が提示できるように準備されたい。

〈**対処方針**〉 今後も、警察庁の内部部局との連絡を密にし、警察庁の事業や施策に配慮した研究課題の選定と実施に努力をしていく。これまでも、研究終了後に行う研究課題の事後評価においては、警察庁内部部局の幹部に、警察活動への貢献度についての評価を依頼してきたところであるが、今後は、これらの評価結果等を活用する等により、警察庁の施策・事業への貢献度について、わかりやすい説明ができるように準備したい。

#### 委員 H

〈**評語**〉 附属機関として、警察庁からの研究要望を優先して研究計画を策定しており、十分に評価できる。



## 第3 国際的な活動に関する評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
国際的な研究交流は 行われてきたか	1	5	2		
国際貢献を 果たしてきたか		6	2		
総合評価		6	2		

## 委員 A

〈評語・指摘事項〉 研究者の国際会議や国際学会への出席が活発に行われていると感じたが、海外からの研究者の招聘が科警研の業務にどのように生かされているのかがあまり見えなかった。海外の研究者の単なる訪問や外部評価だけではなく、共同研究も視野に入れた国際交流を推進することは、テロ対策など国際的な技術連携を必要とする課題の解決にも、より具体的に寄与するものと思われる。また、国際貢献についての説明があったが、国際学会加入や論文発表だけではなく、今後は国際的にも法科学を牽引していく立場に立とうとする研究者の意識の高揚も期待したい。

〈対処方針〉 科学警察研究所では、研究課題の事後評価に海外の著名な研究者を招聘し、国際的な評価を受けているが、関連する研究分野の研究のみならず、研究所の管理部門や他の分野の研究者にとって、研究の方向性や研究の水準について考える貴重な機会となっている。また、多くの研究職員が、国際学会で研究発表を行い、海外の学術雑誌に論文を投稿することが一般的となっているが、今後は、海外の学術団体等への関与を深めるとともに、当研究所の存在感と影響力を高め、当研究所が、世界の警察科学の研究をけん引する役割を果たせるよう努力したい。

## 委員 B

〈評語・指摘事項〉 支援もなされており、一定以上の活動と見受けられる。しかし、各国の警察機構、研究機関のベンチマークがなされておらず、定量的に評価できない。国際的な取り組み、日本の役割なども明らかにされておらず、今後評価に向けた議論が必要である。

〈対処方針〉 国によって刑事司法の制度等は異なっており、鑑定技術を担当する機関の役割もまた異なるため、国際的な活動の定量的な評価は困難であるが、今後は、科学警察研究所と同様の立場にある、刑事司法機関に属する諸外国の機関の活動を念頭に置きながら、当研究所が果たすべき役割を明確にし、当研究所の国際的な活動が評価可能になるようにしたい。

#### 委員 C

〈評語〉 研究発表を通じた国際交流は活発に行われており、高く評価できる。

〈指摘事項〉 一方で、今日の社会の国際化が急速に進展する中で、科学警察研究所としての国際犯罪などを未然に防ぐ取り締まり、国際犯罪への対応に対する国際貢献、国際連携等が、今後、国際活動の中でその役割が大きくなると考えられるが、それらに対する対応は、現状では、必ずしも充分ではない。

〈対処方針〉 学問分野における国際化が急速に進む中、研究活動の国際化に努めてきたが、今後は、テロ対策、犯罪の捜査及び防止といった実務の面においても、国の内外から期待される役割を果たせるよう努力したい。

#### 委員 D

〈評語〉 多くの国際学会発表や発展途上国を中心とした技術指導など、国際的な活動は活発であり、評価できる。

〈指摘事項〉 警察科学研究分野における益々の国際化(連携)と日本を代表する科警研の役割からすると、単に学術的な成果の海外発表や見学・研修受け入れのみならず、共同研究や短期派遣や留学を推進して、更に突っ込んだ情報交換や先端技術の吸収を図り、世界トップクラスのレベルを目指し、より積極的に国際協力と国際貢献を行う必要があり、この部分が未だ弱いように思われる。

〈対処方針〉 これまでも海外の研究者との共同研究を行っているが、今後は、より最先端で、より規模の大きな国際的共同研究も実施したい。研究者の短期派遣については、国際会議や海外の機関への訪問等により海外の研究者との交流を図っているが、より深い情報交換や国際的な技術開発が可能となるよう、積極的な交流を推進したい。研究職員の留学については、より多くの研究職員が、人事院や警察大学校の在外留学制度や、法科学研修所の在外研修制度等の制度を利用できるよう、不在となる期間の支援体制を含めて制度の取組みの充実を図りたい。これらの取組みにより、科学警察研究所の研究水準を世界トップクラスの水準とするとともに、日本を代表する警察科学の研究所としての国際的な活動を行っていききたい。

#### 委員 E

〈評語〉 平成 23 年度以降、国際学会等への派遣件数が着実に増加しているなど、国際的な交流の維持拡大に向けた努力が着実に積み重ねられていると評価できる。

〈評語・指摘事項〉 犯罪のグローバル化に対応し、また国際的な捜査協力支援の態勢を強化するためにも、とくに若手・中堅職員に対し、在外研修を含む国際的活動のチャンスが着実に用意されることが望ましい。また、世界を視野においた研究分野における情報交換や研究成果の相互

活用という点については、個別の課題のなかで様々な実績があるものと推察される。現行の資料編には一覧表的なリストのみが用意されているが、研究所の活動と貢献をアピールするため、この期間における代表的な交流事例を数点でよいので具体的に紹介してもよいように感じた。

〈**対処方針**〉 研究職員が利用可能な海外への派遣制度としては、人事院や警察大学校の在外留学制度や、法科学研修所の在外研修制度等がある。より多くの研究職員が、これらの制度を利用して海外で活動できるよう、不在となる期間の支援体制を含めて取組みの充実を図りたい。また、当研究所における特別研究の実施にあたっては、ほぼ例外なく、海外の研究機関との情報交換等の研究上の交流を行っており、次回の研究開発機関評価のときには、このような研究課題の中での研究交流と成果についても紹介したい。

#### 委員 F

〈**評語・指摘事項**〉 国際貢献には、国際学会での活動、海外からの研修受け入れ、更には現地への技術指導など様々な側面があると思われるが、国際学会での活動、海外からの研修受け入れに関しては十分な成果があがっていると思われる。ただ、現地への技術指導の面では、研修を通じてのそれはあっても、現地組織と直接交流する場があってもよいのではないかと考える。いうまでもないことだが、対象国にはそれぞれ固有の文化があり、それを個々に分析し、それを前提にした上での国際交流や国際協力が必要だと思うからである。改めて述べる必要もないことだが、先進国から一方的に教示するという形にならないことが必要である。

〈**対処方針**〉 現在、国際的な研修については、JICA(国際協力事業団)及び警察庁国際課等からの依頼に基づき当研究所の建物内で行っているものがほとんどであるが、要請があれば、海外に研究者を派遣することもある。今後は、必要に応じて、職員の海外派遣による国際貢献についても検討していきたい。

#### 委員 G

〈**評語・指摘事項**〉 いずれの項目も、過去の機関評価の際の指摘に適切に対応し、発展がみられているという観点で、「優れている」と評価した。なお、国際貢献を果たしてきたか、の評価に当たっては、今回提示されたものだけではなく、警察の施策・事業としての国際貢献にどう研究が資することになったかに関して取りまとめ、資料として見える化を図ることとされたい。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所では、海外の研究成果をいち早く取り入れ、世界的にも高度な水準で鑑定を実施すること等を通じ、日本警察の活動に貢献することを目指してきたところである。次回の研究開発機関評価委員会では、このような点を含め、警察の施策・事業と、当研究所の国際的な活動との関連について、わかりやすく説明したい。

#### 委員 H

〈**評語・指摘事項**〉 論文発表等、着実に実績を上げている。さらに国際的な交流・情報交換が活発になっている状況から、新たな取り組みも期待したい。

〈対処方針〉 今後も海外での研究発表、海外の著名な学術雑誌への論文投稿を進めるとともに、日本警察の鑑定技術や犯罪及び交通事故防止の取り組みに資するための国際交流を進めていきたい。

## 第4 研究職員の業績に関する評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
研究成果の情報発信 は行われてきたか	4	4			
共同研究、競争的 資金による研究は 十分か	1	7			
鑑定・検査の面から の捜査支援は十分に なされているか	6	2			
都道府県の鑑定技術 職員への教養は十分 になされているか	5	2	1		
その他、研究者の 立場からの社会貢献 がなされているか	2	6			
総合評価	6	2			

## 委員 A

〈評語〉 研究職員数に比べ、論文・学会発表が多いことは非常に高く評価される。

〈指摘事項〉 科警研の業務は研究だけでなく、実務鑑定、教養教育と3つの大きな柱があるので、多忙でありながらもそれぞれの業務が活発に行われていることがわかる。科警研就職後の研究職員の学位取得は個人的に研究意欲の啓発にはなるかもしれないが、やはり、組織として社会の要請に応じた研究課題を優先することが重要であるため、学位取得はあくまでも二次的業績と捉える方が科警研には相応しい。場合によっては、学位取得者を就職させるなど重大かつ専門性の高い研究課題にも即対応できる方策も必要であろうと考える。

〈対処方針〉 学位の取得の奨励は、研究職員の研究意欲を高めるためであると同時に、研究及び鑑定の水準を向上させるためでもある。特に、公判においては、鑑定人の専門性が問われることも多いが、学位は鑑定人の専門性の高さを証明するひとつの材料となる。学位の取得を鑑定や研修に優先させているわけではない。また、学位取得者の採用については、これまでも、大学の教員を研究職員として迎える等の人事を行ってきたほか、最近では、公務員試験の合格者の中から学位取得見込みである大学院生を採用することも多くなっている。今後も専門性の高

い研究課題に即応できる人材の確保を行っていききたい。

#### 委員 B

〈評語〉 論文は 0.65 件／年であり(筆頭の割合は不明であるが)、高い数値と考える。鑑定、教養ともに、多くの実績があり、素晴らしい。個々の研究者の立場から見ると、社会貢献もなされていると考える。

〈指摘事項〉 規模を補完するため共同研究が、今後ますます必要となるが、どの組織と組むか、どのように研究を分担するかが重要である。しかし、それ以上に、研究成果の刈り取りが重要であると考える。共同研究機関には技術が蓄積されるが、発表件数に見合うほど科学警察研究所に技術蓄積ができないことを危惧する。共同研究の増大に伴い、科学警察研究所が今後技術の空洞化を起こさぬよう、これを防ぐ手立てを検討し始めることが必要と考える。

〈対処方針〉 人員と予算が限られる中、緊急に対応が必要な課題に取り組む方法のひとつが外部との共同研究であるが、確かに、共同研究の進め方を誤ると、研究に必要な基盤的な技術を、外部に過度に依存する結果に陥る可能性がある。当研究所としては、今後も科学捜査を中心とした警察活動に関連する科学技術の高さを強みにして、警察の施策や事業に貢献していきたいと考えており、指摘のような技術の空洞化を起こさぬように取組みを進めたい。

〈指摘事項〉 また、テーマの一部を大型化し、部署間で連携することも重要である。「識別」など部共通の先端技術は、相互にこれを共有すべく、科学警察研究所内の組織的仕組みも必要であると考えます。

〈対処方針〉 指摘のように、個人識別や異動識別は、研究部間にまたがる課題であり、部門間で連携し、より高度な鑑定技術を研究開発できるように努力したい。そのために、研究部の枠を超える研究課題にも十分に対応できるよう、研究部の外に横断的な研究を実施する体制を整える等の組織の整備を図っていききたい。

#### 委員 C

〈評語〉 全般的には、様々な努力の様子が認められる。特に、研究成果の発表が広く精力的に行われていることは高く評価できる。

〈指摘事項〉 一方、今後のためには研究活動を支えるための研究資金のさらなる拡充が必要になる。また、研究業績に加えて、今後の高度化する研究人材育成に向けて、高度な人材の確保のためにも、各道府県の関連担当者への最新技術の移転等を通じた人材育成(教育によるレベル向上)業務の強化をさらに進める必要がある。例えば、国民に信頼される DNA 鑑定の定着に向けて、高度な鑑定技術の移転を通じた各地域の DNA 鑑定技術の高度化等、種々の最新技術の移転・普及が重要になる。研究成果のみならず人材育成面での業績にも留意が必要である。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所は、法科学研修所において実施している都道府県警察の鑑定技術職員に対する教養等を通じて、鑑定技術の普及を行っている。DNA 型の鑑定技術については、品質管理の研修を含め、技術水準と鑑定内容に応じた複数の課程を設置している。同時に、科学捜査研究所との研究職員の人事交流によっても、技術の伝達を行っている。今後は、技術力の向上について、これまで以上に、科学警察研究所と科学捜査研究所が一体となった取組みを進めたい。

#### 委員 D

〈**評語**〉 少人数・少予算にも係わらず、また研究以外の委託鑑定や研修教養の役務も加わる中、学会発表や受賞、外部の競争的資金獲得も年々増加していて、研究職員の業績としては高く評価できる(敬意を表します)。

〈**指摘事項**〉 共同研究も年々増加の傾向にあり、高く評価できる。ただ、まだ個別的な共同研究や小口の科研費などが多いようである。繰り返しになりますが、少人数・少予算の制約を打破し、真に先端的な警察科学技術の創成のためにも、国内外の関連研究機関の先端的要素研究を巻き込み統合するような、目的指向の大型の課題設定と共同連携研究(プロジェクト)の立案・推進・統括への質の転回も志向してほしい。

〈**対処方針**〉 鑑定技術を中心として、警察活動の支援に利用可能な技術の動向を注視し、それらがいち早く実用化されるためにも、国内外の関連機関と連携し、より大型の共同研究を実施していきたい。

〈**指摘事項**〉 鑑定実績は近年減少傾向にあるが、これは研修・教養の成果として地方の科捜研のレベルアップに繋がっている結果とも思われる。共同研究も含めて、科捜研との連携をなお一層深めて、オールジャパンとしての警察科学技術のレベルアップに資してほしい。

〈**対処方針**〉 科学警察研究所で研究・開発した技術が、都道府県警察の科学捜査研究所等の第一線で活用されてこそ、研究の目的を達成するものであるから、今後も科学捜査研究所との連携を強化し、双方の研究及び鑑定水準を向上させ、一体となって警察活動に貢献し、国民の安全と安心に寄与できるように努力していきたい。

〈**指摘事項**〉 学会を通じた学術的な情報発信に加えて、国民の意識の向上や犯罪抑止効果の意味でも、社会への分かりやすいアウトリーチも、科捜研と連携して引き続き可能な範囲で強化して頂きたい。

〈**対処方針**〉 これまでに、多くの研究職員が学会等に参加し、外部の専門家との交流することで、警察の科学捜査等に対する専門家や有識者の理解を深めることができたと考えているが、今後は、学術団体のみならず、一般の国民に対しても、警察の科学捜査等による取り組みが正しく理解され、支持されるような活動を行いたい。

#### 委員 E

〈評語・指摘事項〉 研究発表の件数は、横ばいないし微減の職員数の下でも全体として着実に増加している。引き続き極めて活発に行われている競争的資金による研究課題実施、および共同研究実施とあわせ、研究職員の熱心な取り組みがうかがわれる。これら膨大な研究活動を恒常的に維持していくためには、事務部門のサポートや最新の研究情報へのアクセス手段確保が欠かせない。予算や人員の面で厳しい制約があるものと推察されるが、とくに近年進む学術情報の情報化に対応した基盤整備を進めていかれることを期待したい。

〈対処方針〉 研究を行うための周遍的な事務の合理化と、研究職員が研究に集中できる環境の整備を、事務部門の中心的な課題として実現していく。同時に、近年では、インターネットを利用した文献情報や各種データベースへのアクセスが研究の遂行に不可欠になっている現状を認識し、研究職員が、これらの外部の研究資源を利用するにあたって障壁がないように、情報システム等の整備を怠らないようにする。

#### 委員 F

〈評語・指摘事項〉 共同研究、競争的資金による研究数は年々増大しており、研究者の努力の成果が見られる。また、鑑定件数が減少傾向にあるということは、科学捜査研究所その他の鑑定水準が上がったことの反映であって、ある意味では喜ばしい現象であると考えられる。その中で、科学警察研究所でしかできない、より高度な鑑定手法が開発されることが期待される。

〈対処方針〉 科学警察研究所で研究開発した技術は、都道府県警察の科学捜査研究所に技術移転し、当研究所では科学捜査研究所では実施が困難な高度な鑑定を行っているところである。今後も、こうした取組みを継続し、科学捜査研究所の技術水準の向上を図るとともに、当研究所が、より高度で先端的技術を利用した鑑定技術の研究を行うことで、警察全体の科学捜査力が高まるよう活動していく。

#### 委員 G

〈評語〉 いずれの項目も、過去の機関評価の際の指摘に適切に対応し、発展がみられているという観点で、「優れている」と評価した。

#### 委員 H

〈評語〉 附属鑑定所・法科学研修所を主として都道府県警察に対する支援・教養を効率的に実施している。加えて、人事交流を積極的に行っていることも大きく役立っているものと思われる。また、研究成果についての広報も新聞記事に大きく取り上げられるなど、有効に行えている。



## 第5 今後のあり方に関する評価

	非常に 優れている	優れている	概ね 適切である	改善すべき 点がある	全面的に 見直すべき である
研究の目指すべき方向性は適切か	1	6	1		
今後の研究課題の選定は適切か		5	3		
総合評価		7	1		

## 委員 A

〈評語・指摘事項〉 今後の研究の目指すべき方向として、重要かつ発展が期待できるテーマが並んでおり、適切なものと考えられる。また、人的資源が少ないことは否めないが、各部門のシーズや課題を持ち寄って分野・領域を超えた研究テーマを選定して共同して研究展開することも模索して欲しい。わが国唯一の犯罪科学に関する総合的な研究機関であり、関連部門が接している強みを生かして、大学や他の研究所では発想困難なより独創的な研究の推進を期待している。

〈対処方針〉 科学警察研究所は、科学捜査、犯罪対策といった共通の目的を持った、生物、化学、工学、行動科学等の多岐にわたる専門家を揃えている点が強みであると考えている。これらの強みを生かし、科学捜査、犯罪対策の最前線に置かれている研究者ならではの発想による、部門横断的な研究開発を目指したい。

## 委員 B

〈評語・指摘事項〉 研究の方向性の議論は、研究テーマ、研究課題の設定仕組みに尽きる。社会の本質的、将来的課題をいかに分析、抽出するか、科学警察研究所として組織を挙げて取り組んで頂ければと思う。研究者個人の力量に頼る時代ではない。科学警察研究所以外の外部の組織を巻き込んでの取組みを期待したい。各部の課題は、検討の上、詳細に挙げられており、現時点では評価したい。

〈対処方針〉 研究課題を設定するにあたっては、これまでも事前評価を実施し、科学的、技術的、社会的意義等を評価した上で決定してきたところであるが、今後は、さらに、都道府県警察からの依頼のうち現在の鑑定技術では対応できないものについての技術的な検討、社会や科学技術の動向等の調査等を実施しながら、研究テーマの選定に組織の関与を強める体制を確保したい。

## 委員 C

〈評語〉 全体として今後の研究の方向性やそれに基づく研究課題の選定は、適性と考えられる。

〈指摘事項〉 一方、今後の社会が益々複雑化し、かつ、種々のテロ(物理的な暴力テロはもとよりサイバーテロの様な社会の根幹を揺さぶる事態を含む)等のような予測不能な事態にも備えなければならないことを考えると、社会事象を総合的に広い視野に立って検討する必要がある。犯罪の防止や捜査に関しても、社会の変化を踏まえた取り組みにも十分な配慮が必要である。

そのためには、新規の人材が必要になるが、現時点では、必ずしも充分な人材が育っているとは言えず、今後に向けてむしろ各部門がそれぞれの立場専門を踏まえながら、総合的に対応できるような人材を育成する必要がある。

可能ならば、例えば、各部に配置する人数を増員し、一方で、新規で横断的な部門を設置し、現有の各部からその新規部門に派遣することで(従来の専門部門と新規部門間で人的な交流を活発に実施することで、様々な経験を共有する)新規部門を社会の変化に対応できる機動的な部門とすることが望まれる。その上で、新部門を近い将来に現部門の横断的な組織として新事象に適切かつ迅速に対応できる部門として創り上げることで、その役割を果たすことを考えるのも一案であろう。

〈対処方針〉 研究職員の増員には引き続き努力していくと同時に、研究職員の採用と育成に、より一層の力を入れていきたい。それぞれの分野で高度な専門知識と技術を持った研究職員を育成することは、研究のみならず、公判への対応の点からも重要であるが、今後は、これらに加えて、時代の変化に柔軟に対応し、新規部門や部門横断的に研究活動が可能な人材を採用し育成していきたい。新規で横断的な研究を行う部門については、研究部の外に横断的な研究を実施する体制を整える等の組織の整備を図っていきたい。

#### 委員 D

〈評語〉 限られたリソースの中で、現場の捜査ニーズや原局からの要請も踏まえて、今後の研究方向や課題設定をされている点は評価に値する。

〈指摘事項〉 研究の目指すべき方向性は大筋正しいと思うが、従来の個別研究の延長と思われるような課題設定も多く見受けられる。既に述べたように、独自で裾野を広げて個別に努力するだけでなく、より現実の要請に即して所内外の要素研究成果をも取り込んだ骨太な研究課題の設定と連携共同研究の推進体制の確保や、ハブ機能の強化も期待したい。

〈対処方針〉 これまで、科学警察研究所の各研究室は、それぞれが警察活動に対応した技術の研究を行い、発展・継承する取組みを行ってきた。今後も、これらの取組みを継続するが、その一方で、新たな要請と新たな技術に対応するために、可能な範囲で、研究資源を集中し、より大きな目標を達成する研究活動を行ってきたい。当研究所を、科学捜査や犯罪捜査の第一線に置かれた高度な技術を有する研究所とすることで、外部との連携において、当研究所が、警察科学の研究におけるハブ機能を担う中核的な役割を果たせるようにしたい。

〈指摘事項〉 これも既に指摘したように、シーズとしての情報科学・技術の進展は近年顕著であり、本研究所のミッション研究に広く共通する横断的な要素技術でもある。また、近年益々増加するテロやサイバーテロ対策のニーズへの対応としても重要性が増している。第四部が対応していると思われるが、人員の制約もあってか従来の個別研究の延長の感が否めない。また、新規のテロ対策の画像解析の研究課題も第二部に孤立している。選考採用での増員や組織再編も含め、より一層の横断的な連携体制の強化と組織運営、外部関連研究機関との連携の強化が望まれる。

〈対処方針〉 進歩が著しい情報科学の分野においては、法科学第二部が担当する映像解析、法科学第四部が担当する文書や音声の解析等においては、今後、新たな分野の専門家が必要となると考えられる。最新の技術を取り入れた部門横断的な取組みを進めたい。

#### 委員 E

〈評語〉 今後の研究課題の選定等について各部とも、近年の社会的・技術的变化および将来予想される変化に対応した多彩なテーマを、今後の研究課題として選定していると評価できる。

〈評語・指摘事項〉 情報科学、理工学、生命科学、社会科学などの領域を横断する研究分野や研究方法がその裾野を広げつつあることを考えると、複数の部にまたがる研究課題の検討を含め、科学警察研究所のもつ総合性を生かした取組みをさらに進めていくことも可能であると感じた。

〈対処方針〉 研究課題の策定は、おおむね研究部ごとに行っているものの、法科学第三部と附属鑑定所が平成27年から29年に行う「高度な元素分析技術を活用した法科学検査法の活用に関する研究」のように、研究室と研究部(所)を横断して行う研究課題も存在する。今後は、こうした部門横断的な取組みを増やしたい。

#### 委員 F

〈評語・指摘事項〉 交通科学部の「運転者支援システムに関する交通事故の解析技術の研究」では、システムに対する「誤解」、「不信」、「過信」の研究という形で、ヒトとしての運転者の研究がなされており、研究の方向性という点でも賛同できるところである。ただ、「運転者支援」という語にもあらわれているように、これまでの研究の多くは「モノ→ヒト」の側面、つまり機械によるヒトへの支援、ヒトのなすべきことに対する機械による代替、といったことが中心になっている嫌いがあった。そこで、この研究のなかには、「ヒト→モノ」の側面、つまりヒトから機械への働きかけの点も入れて分析して欲しいと考える。それは単なるヒトの研究というよりは、ヒトがモノにどう働きかけ、ヒトがモノにどう対処するかという研究である。

〈対処方針〉 運転支援システムが普及し、自動運転の普及が現実的な話題となる中、これらの新しい技術を取り入れた交通システムが安全で円滑な交通環境を提供するには、指摘のように、ヒトがモノにどのように対処するかについての研究を行うことが不可欠である。これまで、科学警察

研究所が運転者や歩行者等の交通参加者(ヒト)を中心に位置づけて取り組んできた研究の知見を生かしながら、ヒューマン・マシン・インターフェイスに関する最近の研究知見等を踏まえた上で、運転支援システムという新たな技術に対応する研究を進めたい。

#### 委員 G

〈評語〉 いずれの項目も、過去の機関評価の際の指摘に適切に対応し、発展がみられているという観点で、「優れている」と評価した。

#### 委員 H

〈評語〉 科学捜査の重要性が年々高まっている中で、新たに生じる警察各部門の課題に積極的に対処している。

〈指摘事項〉 今後は、各種センサー等の技術の発達を取り入れて、犯罪捜査を含めた各種活動における効率的(効果的)な働き方についての研究についても、捜査支援の一環として位置付けるなどにより、テーマにできるのではないか。

〈対処方針〉 特に情報科学の分野においては、映像やビッグデータの解析による新しい技術が提案され、新たな技術による危険や異常の検知が可能になりつつある。今後は、これらの最新技術の利用に関する研究を進め、鑑定業務に留まらず、捜査支援を含めた、警察の各部門の様々な施策や事業を支援できるように研究を進めたい。